

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(1) 川崎市公衆浴場法施行条例の一部改正に向けたパブリックコメントの実施について

資料1 川崎市公衆浴場法施行条例の一部改正について

資料2 川崎市公衆浴場法施行条例の一部改正に向けたパブリックコメントの実施について

令和3年5月21日

健康福祉局

川崎市公衆浴場法施行条例の一部改正について

1 市条例の一部改正の経緯について

- 公衆浴場法に基づき、都道府県は条例で、公衆浴場の衛生及び風紀について必要な措置を講じることとされています。本市においては、県から当該権限が移譲されていることから、川崎市公衆浴場法施行条例で規定しています。
- 令和2年12月、国の通知により、「公衆浴場における衛生等管理要領」における男女の混浴制限年齢が改正されました。これは、地方自治法の規定に基づく技術的助言であり、本市における条例の一部改正にあたり、パブリックコメントを実施します。

2 公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正の内容について

国は、厚生労働科学研究「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」において、混浴年齢を引き下げることで「公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界の発展が期待される。同時に、公衆浴場における子どもたちへの性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避することにもなり、子どもの健やかな発育発達にも寄与できる」とした研究成果及びパブリックコメントの意見を踏まえ、公衆浴場における男女の混浴制限年齢を見直し、「おおむね 10 歳以上」から「おおむね 7 歳以上」に改正を行いました。

3 川崎市公衆浴場法施行条例の一部改正について

公衆浴場における男女の混浴制限年齢について、「10 歳以上の男女を混浴させないこと」としていますが、国の要領の一部改正の内容を取り入れ、「7 歳以上の男女を混浴させないこと」と改正を予定しています。（市条例：第 4 条第 1 項 別表第 1 衛生措置の基準 第 22 号）

4 川崎市の営業許可施設について

令和3年4月末現在、川崎市には、公衆浴場営業許可施設は 224 施設あります。

表 該当する公衆浴場許可施設の種別と施設数

一般公衆浴場（銭湯）	35 施設
その他の公衆浴場（保養・休養）	14 施設
合計	49 施設

いこいの家やいきいきセンター等、施設の運営上、利用者の年齢制限を設けている施設は対象外となるため、男女の混浴制限年齢の改正に該当する営業許可施設は、表の 49 施設です。

5 今後の予定について

- 令和3年6月10日（木）～7月9日（金）（予定） パブリックコメント実施
- 令和3年9月（予定） パブリックコメント結果公表
- 令和3年9月（予定） 議案提出
- 令和4年4月1日（予定） 条例の施行

「公衆浴場における衛生等管理要領」の改正に基づく 川崎市公衆浴場法施行条例の一部改正について（案）

—市民の皆様から御意見を募集します—

令和 2 年 12 月 10 日に生食発 1210 第 1 号により「公衆浴場における衛生等管理要領」が改正されました。公衆浴場における男女の混浴制限年齢について、子どもの適正な混浴年齢に関する厚生労働科学研究の研究成果が得られたこと等による地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言です。

今般、国の助言に基づき、川崎市では、男女の混浴制限年齢に関して、川崎市公衆浴場法施行条例の一部改正を予定しています。

つきましては、市民の皆様から御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和 3 年 6 月 1 0 日（木）～ 7 月 9 日（金）

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5（土日祝日を除く）にお越しく下さい。

2 資料の閲覧場所

- (1) 川崎市ホームページ「意見公募」のページ
- (2) 健康福祉局保健所生活衛生課（ソリッドスクエア西館 8 階）
- (3) 情報プラザ（川崎市役所第 3 庁舎 2 階）
- (4) 各区役所（市政資料コーナー、衛生課）

3 意見提出方法

題名、氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレス又は住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

(2) 郵送

〒 2 1 0 - 8 5 7 7 川崎区宮本町 1 番地

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課

(3) 持参

健康福祉局保健所生活衛生課（幸区堀川町 5 8 0 番地ソリッドスクエア西館 8 階）

(4) ファクシミリ

FAX 番号 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 3 7（健康福祉局保健所生活衛生課）

4 注意事項

- (1) お寄せいただいた御意見について、個別回答はいたしません。御意見をまとめた上で川崎市の考え方と合わせてホームページ上及び上記の資料配布場所にて公表します。
- (2) 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。
- (3) 記載いただきました個人情報は、提出された御意見を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

5 問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課

電話：044-200-2448（8：30～17：15、土日祝日を除く）

FAX：044-200-3937

川崎市公衆浴場法施行条例の一部改正について

1 市条例の一部改正の経緯について

- 公衆浴場法に基づき、都道府県は条例で、公衆浴場の衛生及び風紀について必要な措置を講じることとされています。本市においては、県から当該権限が移譲されていることから、川崎市公衆浴場法施行条例で規定しています。
- 令和2年12月、国の通知により、「公衆浴場における衛生等管理要領」における男女の混浴制限年齢が改正されました。これは、地方自治法の規定に基づく技術的助言であり、本市における条例の一部改正にあたり、パブリックコメントを実施します。

2 公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正の内容について

国は、厚生労働科学研究「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」において、混浴年齢を引き下げることで「公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界の発展が期待される。同時に、公衆浴場における子どもたちへの性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避することにもなり、子どもの健やかな発育発達にも寄与できる」とした研究成果及びパブリックコメントの意見を踏まえ、公衆浴場における男女の混浴制限年齢を見直し、「おおむね10歳以上」から「おおむね7歳以上」に改正を行いました。

3 川崎市公衆浴場法施行条例の一部改正について

公衆浴場における男女の混浴制限年齢について、「10歳以上の男女を混浴させないこと」としていますが、国の要領の一部改正の内容を取り入れ、「7歳以上の男女を混浴させないこと」と改正を予定しています。（市条例：第4条第1項 別表第1 衛生措置の基準 第22号）

4 川崎市の営業許可施設について

令和3年4月末現在、川崎市には、公衆浴場営業許可施設は224施設あります。

表 該当する公衆浴場許可施設の種別と施設数

一般公衆浴場（銭湯）	35施設
その他の公衆浴場（保養・休養）	14施設
合計	49施設

いこいの家やいきいきセンター等、施設の運営上、利用者の年齢制限を設けている施設は対象外となるため、男女の混浴制限年齢の改正に該当する営業許可施設は、表の49施設です。

5 今後の予定について

- 令和3年9月（予定） パブリックコメント結果公表
- 令和4年4月1日（予定） 条例の施行

生食発 1210 第 1 号
令和 2 年 12 月 10 日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
（公印省略）

公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について

公衆浴場の衛生及び風紀については、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項において、営業者が必要な措置を講じることとされ、また、同条第 2 項において、都道府県等が当該措置の基準を条例で定めることとされています。

また、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成 12 年 12 月 15 日付け生衛発第 1,811 号厚生省生活衛生局長通知）の別添 2 「公衆浴場における衛生等管理要領」及び別添 3 「旅館業における衛生等管理要領」においては、男女の混浴制限年齢の目安を示しています。

今般、「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究成果や、本改正に係るパブリックコメントの結果等を踏まえ、公衆浴場における衛生等管理要領等に定める男女の混浴制限年齢の目安等を別紙のとおり改正しました。

改正内容についてご留意いただくとともに、本改正を踏まえ条例等を改正する場合には、地域住民等への影響を考慮し、十分な周知期間を確保していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

公衆浴場における衛生等管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">公衆浴場における衛生等管理要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 衛生管理</p> <p>第1 一般公衆浴場</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 飲用水供給設備の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">ただし、温泉法(昭和23年法律第125号)に基づき、都道府県知事が 飲用の許可を与えている温泉については、適用しない。(略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 入浴者に対する制限</p> <p>(1) おおむね<u>7歳以上</u>の男女を混浴させないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>IV (略)</p>	<p style="text-align: center;">公衆浴場における衛生等管理要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 衛生管理</p> <p>第1 一般公衆浴場</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 飲用水供給設備の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">ただし、温泉法(昭和23年法律第125号)<u>第12条</u>に基づき、都道府 県知事が飲用の許可を与えている温泉については、適用しない。(略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 入浴者に対する制限</p> <p>(1) おおむね<u>10歳以上</u>の男女を混浴させないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>IV (略)</p>

○川崎市公衆浴場法施行条例

平成24年12月14日条例第64号

改正

令和3年3月24日条例第11号

川崎市公衆浴場法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）第2条第3項及び第3条第2項の規定による公衆浴場の設置の場所の配置及び衛生措置等の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）一般公衆浴場 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。
- （2）その他の公衆浴場 一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。
- （3）原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- （4）原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- （5）上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- （6）上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- （7）浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
- （8）飲料水 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）その他飲用に適する水をいう。
- （9）貯湯槽 原湯等を貯留する槽をいう。
- （10）ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。
- （11）集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。
- （12）調節箱 洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。
- （13）循環配管 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。
- （14）循環式浴槽 温泉水又は水道水の使用量を少なくする目的で、浴槽の湯水をろ過器等を通

して循環させる構造の浴槽をいう。

(設置の場所の配置の基準)

第3条 法第2条第3項の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、新たに設置しようとする一般公衆浴場と既設の一般公衆浴場との距離が、250メートル以上保たれていることとする。ただし、土地の状況、人口の密度その他特別の事情により、市長が公衆衛生上必要であると認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する距離は、新たに設置しようとする一般公衆浴場の本屋の壁面と既設の一般公衆浴場の本屋の壁面との水平投影面における最短の距離により算定したものによるものとする。

(衛生措置等の基準)

第4条 法第3条第2項の規定による一般公衆浴場に係る換気、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置（以下「衛生措置等」という。）の基準は、別表第1のとおりとする。

2 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業を行う公衆浴場（以下「個室付浴場」という。）に係る衛生措置等の基準は、別表第2のとおりとする。

3 その他の公衆浴場のうち、前項に規定する公衆浴場以外の公衆浴場で蒸気、熱気等を使用するものに係る衛生措置等の基準は、別表第3のとおりとする。

4 前2項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場に係る衛生措置等の基準は、別表第1のとおりとする。ただし、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室であって、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、同表第1項第3号（浴槽水に係る部分に限る。）、第4号から第8号まで及び第13号から第16号までに掲げる基準並びに同表第2項第10号から第16号まで及び第18号に掲げる基準は、適用しない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第2条第1項の規定による許可を受けている公衆浴場又は現に同項の規定による許可の申請がされている公衆浴場が別表第1第2項第11号に掲げる基準に適合しな

いときは、当該公衆浴場については、増築、改築、大規模の修繕等により当該公衆浴場の構造設備が変更される日までの間、同号の規定は、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に旅館業法施行条例及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例（平成16年神奈川県条例第25号）附則第3項の規定の適用を受けている公衆浴場のうち、別表第1第2項第13号に掲げる基準に適合しないものについては、増築、改築、大規模の修繕等により当該公衆浴場の構造設備が変更される日までの間、同号の規定は、適用しない。
- この場合において、当該公衆浴場の営業者は、当該公衆浴場の浴槽からあふれた湯水を回収する水槽の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように当該水槽内の湯水の消毒を塩素系薬剤等を使用して行わなければならない。

附 則（令和3年3月24日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けている公衆浴場又は現に同項の規定による許可の申請がされている公衆浴場が改正後の条例別表第1第2項第14号及び第16号に掲げる基準に適合しないときは、当該公衆浴場については、増築、改築、大規模の修繕等により当該公衆浴場の構造設備が変更される日までの間、これらの規定は、適用しない。

別表第1（第4条関係）

1 衛生措置の基準

- (1) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定める基準（以下「水質基準」という。）に適合するように水質の管理をすること。
- (2) 原湯、原水並びに上がり用湯及び上がり用水が飲料水以外の場合は、公衆浴場の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- (3) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、ろ過器を24時間以上連続して使用している浴槽水は1年に2回以上、原湯、原水並びに上がり用湯及び上がり用水は浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- (4) 浴槽水は、常に満水状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより適切にあふれさせ、清浄に保つようにすること。
- (5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器等を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で、ろ過器等及び循環配管内の汚れを排出し、ろ過器等及び循環配管内の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。
- (6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度又はモノクロラミン濃度は、頻繁に測定し、遊離残留塩素濃度にあつては1リットル中0.4ミリグラム以上、モノクロラミン濃度にあつては1リットル中3ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。
- (7) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。
- (8) 水位計配管は、1週間に1回以上、消毒すること。
- (9) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）は、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適宜清掃及び消毒を行うこと。
- (10) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。
- (11) 貯湯槽内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つこと。ただし、これにより

難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

- (12) 貯湯槽は、1年に1回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去すること。
- (13) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。
- (14) 浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、ろ過器等及び循環配管内の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。この場合において、気泡発生装置等を設置している浴槽については、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するまでの間、気泡発生装置等の使用を中止すること。
- (15) 調節箱は、定期的に清掃すること。
- (16) 浴槽からあふれた湯水は、浴用に供しないこと。
- (17) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、浴槽水を飲まないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示すること。
- (18) 脱衣室及び浴室は、毎日1回以上清掃すること。
- (19) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容について従業者に周知を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- (20) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質検査記録並びに遊離残留塩素濃度及びモノクロラミン濃度の測定記録は、検査及び測定の日翌日から起算して3年間保管すること。
- (21) 営業者は、第2号及び第3号の規定により水質検査を行ったときは、その結果について、速やかに市長に報告すること。ただし、当該水質検査の結果が水質基準に適合していない場合は、直ちに市長に届け出て、適切な措置を講ずること。
- (22) 10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長が利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 構造設備の基準

- (1) 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、互いに、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。
- (2) 便所は、男女を区別し、かつ、流水式手洗設備を設けること。
- (3) 入浴者の衣類、履物その他の携帯品を安全に保管する設備を設けること。
- (4) 脱衣室、浴室その他入浴者が利用する場所には、十分な換気能力のある設備を設け、かつ、

これらの床面における照度は、30ルクス以上とすること。

- (5) 浴室の床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料を用い、浴用に供した汚水を適正に排水できる構造であること。
- (6) 流し場には、湯栓及び水栓を相当数設けること。
- (7) 浴槽は、耐水材料を用い、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造とすること。
- (8) 浴槽には、入浴者の見やすい場所に温度計を備えておくこと。
- (9) 貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。
- (10) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が逆洗浄その他の適切な洗浄方法で汚れを排出できるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
- (11) 循環式浴槽にあっては、循環している浴槽水の補給口及び吸込口は、浴槽の底部に近い部分に設けるとともに、浴槽水が支障なく循環するよう補給口と吸込口を十分に離して配置すること。
- (12) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器に入る直前の部分に設けること。
- (13) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。
- (14) 水位計を設置する場合にあっては、配管内を洗浄及び消毒できる構造又は配管等を要しない構造とすること。
- (15) 湯栓、水栓、打たせ湯及びシャワーは、浴用に供した湯水を使用する構造でないこと。
- (16) 調節箱を設置する場合にあっては、清掃しやすい構造とすること。
- (17) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこり等が入らない構造であること。
- (18) 屋外に浴槽を設ける場合にあつては、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水に混合しない構造であること。

別表第2（第4条関係）

1 衛生措置の基準

- (1) 浴槽の湯水は、重ねて浴用に供しないこと。
- (2) 入浴者に使用させるタオル類及びマッサージ台の敷布類は、常に清潔に保ち、入浴者1人ごとに取り替えること。
- (3) 従業員をして風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。
- (4) 男女を混浴させないこと。
- (5) 別表第1第1項第1号、第2号、第3号（浴槽水に係る部分を除く。）、第9号から第12号まで及び第17号から第22号までに掲げる基準に適合すること。

2 構造設備の基準

- (1) 個室は、その入口から個室の内部を全部見通すことができる構造とすること。
- (2) 個室の出入口の扉は、無色かつ透明のガラス、合成樹脂等の材料を用いるものとし、その扉には、カーテン等個室の内部の見通しを妨げる物及び鍵を設けないこと。
- (3) 個室内の照明は、その点滅装置を当該個室の外に設け、かつ、1個の点滅装置で個室内部の照明の点滅をすることができるものとする。
- (4) 個室内には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設けること。
- (5) 個室がある各階ごとに入浴者用便所を設けること。
- (6) 適当な広さの従業員用休憩室を設け、その休憩室には、従業員用鍵付ロッカーを備えること。
- (7) 個室内には、善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品等を備え、又は掲げないこと。
- (8) 個室内には、エアマット、スポンジマット等及びテレビジョン受像機、冷蔵庫その他入浴に直接必要でない物品等を備えないこと。
- (9) 別表第1第2項第2号から第9号まで及び第17号に掲げる基準に適合すること。

別表第3（第4条関係）

1 衛生措置の基準

別表第1第1項各号に掲げる基準並びに別表第2第1項第2号及び第3号に掲げる基準に適合すること。

2 構造設備の基準

- (1) 浴室には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設けること。
- (2) マッサージ台の周囲には、カーテン、つい立て等見通しを遮るものは、一切設けないこと。

(3) 別表第1第2項各号に掲げる基準に適合すること。

3 基準の適用除外

前2項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室にあつては、別表第1第1項第3号（浴槽水に係る部分に限る。）、第4号から第8号まで及び第13号から第16号までに掲げる基準並びに同表第2項第10号から第16号まで及び第18号に掲げる基準は、適用しない。